



(2) 収入の種類に応じて必要な書類

下表内で該当する収入全てについて書類をご提出ください。

収入の種類	必要な書類 ※①②③の番号があるものは全ての書類が必要です
無収入の場合	① 所得証明書又は別紙6「同意書」のみ
給与収入がある場合 (パート・アルバイト収入など)	<p>&lt;対象者共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被扶養者が会計年度任用職員又は令和7年中に雇用契約に変更があった場合 被扶養者が会計年度任用職員の場合は勤務条件通知書の写し(令和7年度及び令和8年度分)を併せてご提出ください。 会計年度任用職員以外の場合で、令和7年中に雇用契約の変更があった場合は、変更後の雇用契約書の写しを併せてご提出ください。</li> <li>● 所得証明書に給与収入がある場合で、令和7年中にその収入を得ていた職を離職している場合 退職日が確認できる書類(資格喪失証明書、退職証明書、離職票等のいずれか)の写しを併せてご提出ください。 ただし、令和7年中の収入合計額が130万円以上*<sup>1</sup>で、かつ令和7年中に退職と再就職の両方をしている場合は、退職時の源泉徴収票も併せてご提出ください。</li> </ul>
	<p>ア 収入合計額が120万円未満*<sup>1</sup>の場合</p> <p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」*<sup>2</sup></p>
	<p>イ 収入合計額が120万円以上130万円未満*<sup>1</sup>の場合</p> <p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」*<sup>2</sup></p> <p>② 別紙2「扶養事実届(検認用)」(P16)のⅡ欄に交通費の支給額を記入してください。交通費の支給が無い場合は0円と記入してください。 ※交通費を含めた収入合計額が130万円以上*<sup>1</sup>となる場合は、「ウ 収入合計額が130万円以上*<sup>1</sup>の場合」の取扱いとなります。</p>

<p>給与収入がある場合 (パート・アルバイト収入など)</p>	<p><b>ウ 収入合計額が130万円以上*1の場合</b></p> <p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」*2</p> <p>② 別紙3-1「給与等に関する証明書(P21)」*3も併せて提出してください(取消しになる場合があります)。</p> <p><b>*1</b> 障害年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は、120万円を170万円に、130万円を180万円に読み替えてください。 令和7年12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満で、令和7年10月1日時点で特別認定されている被扶養者は、収入合計額が120万円以上130万円未満の場合は<b>イ</b>、130万円以上の場合<b>ウ</b>の取扱いをしてください。</p> <p><b>*2</b> 別紙6「同意書」(P28)を提出された方で、所得情報照会の結果、上記イ、ウに該当することが判明した場合は、当組合から御連絡しますので御対応をお願いします。</p> <p><b>*3</b> 令和6年2月(最長の場合。給与の支給状況によって異なります。)から現在までを証明しているもの(P22の記入例を参照)。 人手不足による労働時間延長等により一時的に増加した場合の特例を受けることを希望する場合は、別紙3-2「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」(P23)及び別紙3-3「給与等に関する証明書(一時的な収入変動あり)」(P24)を提出してください。(収入の状況により特例を受けられない場合もあります。)</p>
<p>福祉作業所等での工賃の収入がある場合</p>	<p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」</p> <p>② 別紙3-1「給与等に関する証明書」又は明細の写し(令和7年1月～令和7年12月分)</p>
<p>公的年金を受給している者 (老齢、遺族、障害、年金生活者支援給付金等)</p>	<p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」</p> <p>② 受給しているすべての年金に係る年金改定通知書の写し(最新分)</p>
<p>私的年金を受給している者</p>	<p><b>ア 確定申告をしている場合</b></p> <p>① 所得証明書又は別紙6「同意書」</p> <p>② 令和7年分確定申告書(第一表・第二表)の写し*4</p>

私的年金を受給している者	<b>イ 確定申告をしていない場合</b> ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 受給しているすべての個人年金の年金額がわかる書類の写し（令和7年度の年金額）
事業所得、農業所得、不動産所得等がある場合 （マイナスの場合も必ず提出）	<b>ア 確定申告をしている場合</b> ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和7年分確定申告書（第一表・第二表）の写し* <sup>4</sup> ③ 令和7年分損益計算書（青色申告決算書又は収支内訳書）の写し <hr/> <b>イ 確定申告をしていない場合</b> ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和8年度市町村民税申告書の写し又は収入額が把握できる証明書等の写し
株等譲渡収入・配当所得等がある場合	<b>ア 確定申告をしている場合</b> ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和7年分確定申告書（第一表～第三表）の写し* <sup>4</sup> ③ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し <hr/> <b>イ NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合</b> ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 証券会社が発行する年間取引報告書の写し
その他の所得がある場合（雑所得など）	<b>ア 確定申告をしている場合</b> ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 令和7年分確定申告書（第一表～第二表）の写し* <sup>4</sup> ③ 収入額が確認できる証明書等の写し <hr/> <b>イ 確定申告をしていない場合</b> ① 所得証明書又は別紙6「同意書」 ② 収入額が把握できる証明書等の写し

\* 4 個人番号の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたもの

上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。また、認定限度額未満であっても、他の健康保険に加入している場合は被扶養者にはなれません。速やかに、取消しの手続きをしてください。

## 2. 通常の扶養義務者の収入に関する証明書

下記表内の該当する扶養義務者の書類をご提出ください。他の扶養義務者に複数の収入がある場合は該当するすべての収入について書類をご提出ください。

通常の扶養義務者		提出書類 ※①②③の番号があるものは <b>全ての</b> 書類が必要です
組合員本人		① 源泉徴収票の写し（令和7年分）
他の扶養義務者	公務員 （公立学校共済組合他支部組合員）	① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は <b>不可</b> ）又は、資格確認書の写し又は、マイナポータルから印刷した「医療保険の資格情報」
	公務員 （公立学校共済組合以外）	① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は <b>不可</b> ）
	民間企業勤務	① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は <b>不可</b> ）
	事業所得、農業所得、不動産所得がある方 （マイナスの場合も必ず提出）	<b>ア 確定申告をしている場合</b> ① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は <b>不可</b> ） ② 令和7年分確定申告書（第一表・第二表）の写し* <sup>2</sup> ③ 令和7年分損益計算書（青色申告決算書又は収支内訳書）の写し
		<b>イ 確定申告をしていない場合</b> ① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は <b>不可</b> ） ② 令和8年度市町村民税申告書の写し又は収入額が把握できる証明書等の写し
	株等譲渡収入・配当所得等がある方	<b>ア 確定申告をしている場合</b> ① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は <b>不可</b> ） ② 令和7年分確定申告書（第一表～第三表）の写し* <sup>2</sup> ③ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
<b>イ NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合</b> ① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は <b>不可</b> ） ② 証券会社が発行する年間取引報告書の写し		

他の扶養義務者	公的年金受給者	① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は不可） ② 年金額改定通知書の写し（最新分）
	私的年金受給者	① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は不可） ② 年金額が記載された書類の写し（令和7年分）
	パート・アルバイト	① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は不可）
	その他の所得がある場合（雑所得など）	ア 確定申告をしている場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は不可） ② 令和7年分確定申告書（第一表～第二表）の写し* <sup>2</sup> ③ 収入額が確認できる証明書等の写し イ 確定申告をしていない場合 ① 令和8年度所得証明書の写し* <sup>1</sup> （源泉徴収票は不可） ② 収入額が把握できる証明書等の写し

\* 1 別紙6「同意書」を提出しても通常の扶養義務者の所得情報は、情報連携では取得できません。必ず所得証明書の写しを提出してください。

\* 2 個人番号の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたもの

【注意事項】

- 上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。
- 子の特別認定において、組合員と組合員の配偶者で共同扶養している場合は、組合員の収入が配偶者の収入より多いか同程度（多い方の1割以内の差額）であれば、認定が可能です。
- 子の特別認定において、配偶者と離別したことにより別居している場合でも、配偶者から子に対して送金を受けている場合は、収入比較が必要となる場合がありますので、別紙2「扶養事実届（検認用）」（P16）の「Ⅳ 通常の扶養義務者」欄は、必ず記入してください。送金を受けていない場合、収入比較は不要です。